

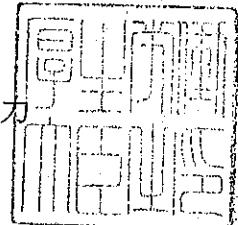
資料 5

厚生労働省発食安第 1117001 号
平成 15 年 1 月 17 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



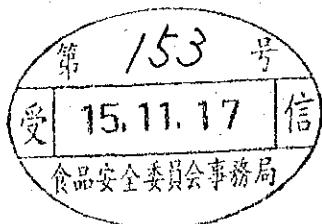
食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

オキサジアルギル

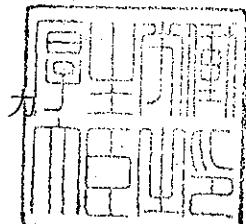


厚生労働省発食安第 1117002 号
平成 15 年 11 月 17 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口



食品安全委員会について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品安全委員会（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ボスカリド

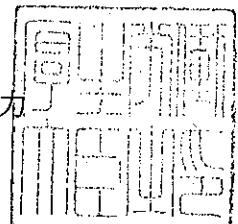


厚生労働省発食安第 1117003 号
平成 15 年 11 月 17 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口



食品安全影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品安全影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピラクロストロビン

